令和5年度 集団指導講習会

社会福祉施設等における災害対策について



福島市 危機管理室

内容

- 1 ハザードマップについて
 - (1) ハザードマップの種類
 - (2) ハザードマップの見方
- 2 避難に関する防災情報について
 - (1) 市が発令する避難情報
 - (2) 防災情報の収集方法
 - (3) 浸水や土砂災害が想定される区域にいる場合の避難行動
 - (4) 水害時に開設する避難所
 - (5) 地震で開設する避難所
- 3 避難確保計画と避難訓練について
 - (1) 土砂災害防止法、水防法に基づく制度の内容
 - (2) 避難確保計画に記載する内容(主なもの)
 - (3) 避難訓練の内容(例)
 - (4) 市への報告のお願い

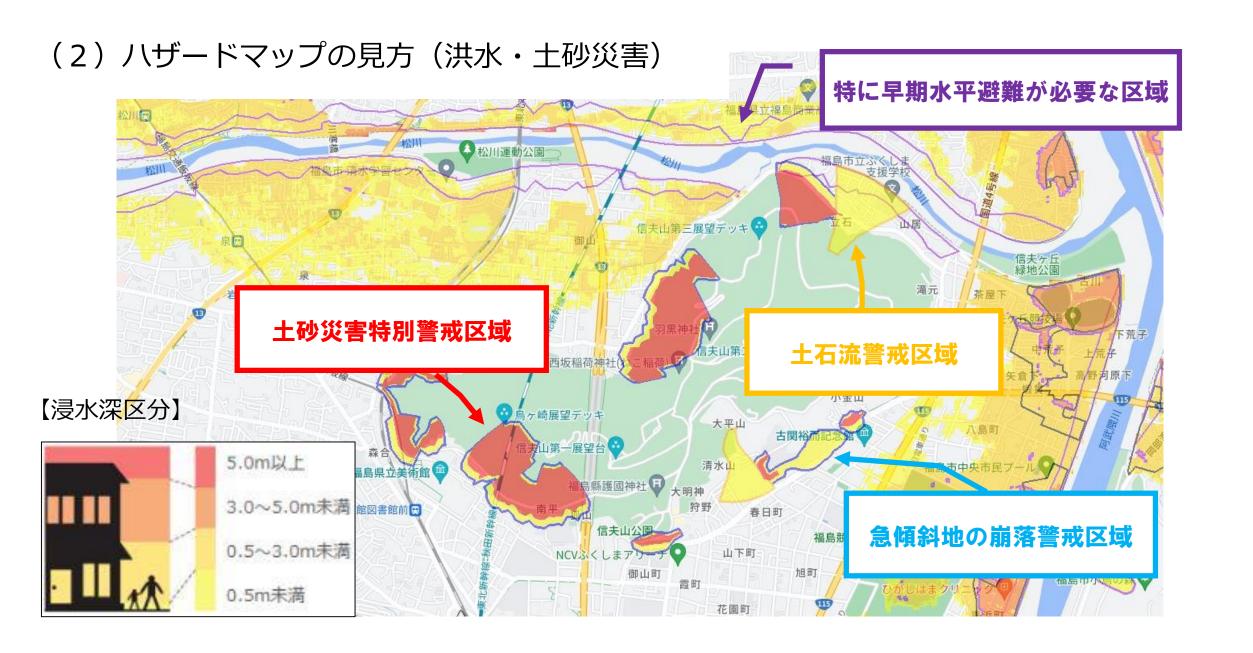
1 ハザードマップについて

(1) ハザードマップの種類

- ・洪水ハザードマップ
- ・土砂災害ハザードマップ
- ・内水ハザードマップ
- ・ため池ハザードマップ
- ・吾妻山・安達太良山火山防災マップ

ふくしまeマップ (福島市地理情報システム) で確認できます





2 避難に関する防災情報について

(1) 市が発令する避難情報

気象台などからの情報により避難の必要性を判断し、危険度に応じて避難情報を発令します。

	市が発令する 避難情報	気象情報	どのような行動をとるべきか
警戒レベル5	緊急安全確保	大雨特別警報 氾濫発生情報 など	すでに災害が発生している状況 命を守るための最善の行動をとる
警戒レベル4	避難指示	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報 など	速やかに危険な場所から避難 ※指定避難所までの移動が危険な場合、 近くの安全な場所や、施設内の安全 な場所に移動
警戒レベル3	高齢者等避難	大雨・洪水警報 氾濫警戒情報 など	避難に時間を要する人とその支援者は避難 ※高齢者、障がいのある方、 乳幼児連れの方など

(2) 防災情報の収集方法

防災情報の種類

避難情報、避難所開設情報、

気象警報、気象特別警報、緊急地震速報、

噴火警報、噴火速報、国民保護情報、

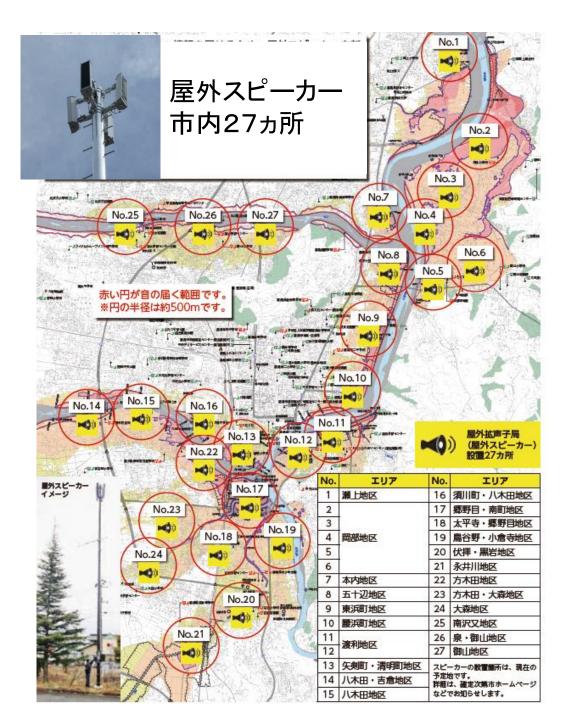
防災イベント・広報 など

情報の収集方法

- ・テレビ (dボタン)
- ・コミュニティーFM F Mポコ(76.2MH z)
- ・防災ウェブサイト(市ホームページ)
- SNS (Twitter Facebook LINE)
- ・緊急速報メール(登録不必要)
- ・メールマガジン(登録必要)
- ・戸別受信機
- ・屋外スピーカー(市内27ヵ所)
- ・防災アプリ など



戸別受信機



(3) 浸水や土砂災害が想定される区域にいる場合の避難行動

避難情報の発令

安全に避難できる

浸水が始まっており、浸水 区域の外への避難が困難

水平避難



危険区域より出て 安全な避難所等へ避難 理な誤難は誤は難は

無理な避難は避け³建物の上の階へ避難

(4) 水害時に開設する避難所(令和5年2月現在)

中央地区	北信地区	飯坂地区	信夫地区
三河台小学校	北信学習センター	飯坂学習センター	信夫学習センター
高等学校	鎌田小学校	茂庭多目的集会所	大森小学校
8の聖母学院高等学校	余目小学校	平野中学校	平田小学校
福島成蹊高等学校	北信中学校	湯野小学校	信夫中学校
渡利地区	清水地区	東部地区	信陵地区
度利学習センター	清水中学校	岡山小学校	信陵学習センター
度利中学校	北沢又小学校	東部勤労者研修センター	信陵中学校
南向台小学校	森合小学校	大波多目的集会所	
吉井田地区	吾妻地区	蓬萊地区	西地区
5井田小学校	吾妻学習センター本館	蓬萊学習センター本館	佐原小学校
A吉井田地区活性化センター	野田小学校	蓬萊中学校	
土湯温泉町地区	立子山地区	松川地区	飯野地区
中之湯	立子山自然の家	松川学習センター	飯野学習センター
福祉避難所	ペット同伴避難所	… レベル 3 高齢者等避難発令時 開設避難所 … レベル 4 避難指示発令時 開設避難所	
NCVふくしまアリーナ	勤労青少年ホーム		

(5) 地震で開設する避難所(令和5年2月現在)

地震災害時の	開設避難所			
杉妻地区	北信地区	飯坂地区	信夫地区	
杉妻支所	北信学習センター	飯坂学習センター	信夫学習センター	
渡利地区	清水地区	東部地区	信陵地区	
渡利学習センター	清水学習センター本館	もちずり学習センター	信陵学習センター	
吉井田地区	吾妻地区	蓬萊地区	西地区	
吉井田学習センター	吾妻学習センター本館	蓬萊学習センター本館	西学習センター	
土湯温泉町地区	立子山地区	松川地区	飯野地区	
土湯温泉町支所	立子山自然の家	松川学習センター	飯野学習センター	
福祉避難所	ペット同伴避難所	※被害状況に応じて記載以外の避難所も開設します。		
NCVふくしまアリーナ	勤労青少年ホーム			

3. 避難確保計画と避難訓練について

- (1) 土砂災害防止法、水防法に基づく制度の内容
- ●要配慮者が利用する施設では、<u>避難確保計画</u> の作成と避難訓練の実施が義務です
- ●対象の施設は、土砂災害区域内または浸水想 定区域内の要配慮者が利用する施設です
- ●避難確保計画を作成または変更した場合は市 への報告が必要です
- ●避難訓練は原則として年1回以上実施し、市へ の報告が必要です



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または 都道府県が指定します。



(2) 避難確保計画に記載する内容(主なもの)

防災体制、情報収集及び伝達

- ●避難情報の収集・伝達方法・体制等
- ●避難を開始するタイミング
- ●施設利用者の避難支援の体制

避難の誘導

- ●安全が確保できる避難先の選定
- ●安全が確保できる避難ルートや避難方法

避難のための整備

- ●避難に必要な情報機器や施設整備
- ●屋内で安全確保を行う場合の必要な物資

防災教育及び訓練の実施

●防災教育や訓練の実施

★市ホームページに避難計画のひな型、チェックリストを掲載していますので、ご活用ください。

(3) 避難訓練の内容(例)

事前準備、情報収集及び伝達

- ●ハザードマップの確認
- ●テレビ、インターネットなどからの情報収集
- ●施設利用者への連絡(館内放送など)
- ●施設利用者の避難支援体制の確認



避難

- ●避難先や避難経路の安全確認
- ●要配慮者の避難支援、体調管理
- ●周辺住民への協力依頼
- ●必要物品の持ち出し
- ●避難先での連絡体制の確認



★市ホームページに避難訓練実施例、避難訓練行動チェックシートを掲載していますので、ご活用ください。

(4) 市への報告のお願い

対象施設には、計画作成と避難訓練実施報告を依頼します。 市役所担当課まで提出をお願いいたします。

★避難確保計画

内容の変更があれば市役所担当課まで2部提出してください (変更なければ提出不要です)

★避難訓練の実施

実施後おおむね1ヵ月以内にFAXまたはオンラインで報告してください

★該当施設の確認

市ホームページ「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成と訓練の 実施について」内で確認できます。 _______

福島市避難確保計画

で検索☜